

令和2年度第13回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月26日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 野谷 | 和雄 | 7番 | 露木 | 聖一 |
| 2番 | 原 | 恵子 | 8番 | 関山 | 節夫 |
| 3番 | 秋山 | 啓治 | 9番 | 水島 | 寿徳 |
| 4番 | 中村 | 隆一 | 10番 | 野谷 | 茂 |
| 5番 | 橘川 | 直泰 | 11番 | 原 | 淳利 |
| 6番 | 倉持 | 純子 | 12番 | 井上 | 宗士 |

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 石原 | 慎也 |
| 副主幹 | 二宮 | 浩久 |
| 主任主事 | 雨宮 | 敦 |

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 8番 | 関山 | 節夫 | 9番 | 水島 | 寿徳 |
|----|----|----|----|----|----|

8 報告事項

- (1) 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議 事

- 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第27号 令和4年度税制改正要望について

会議の状況

【議長】

それでは第13回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されましたが、その後も感染状況があまり変わらず経過していますので、皆様もご注意ください。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第13回総会の議事録署名委員につきましては、8番関山委員、9番水島委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

一 報告事項1朗読 一

それでは説明いたします。

本報告につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた農地の売買を行う制度によるものです。

当制度は、地権者や買受希望者からの要望により実施するものであり、事業実施にあたっては、売買価格等を含めた当該事業実施の是非について協議を行う推進協議会の承認を得る必要があります。また、所有権移転の流れにつきましては、地権者から神奈川県農業公社、神奈川県農業公社から買受希望者の順となりますが、地権者から神奈川県農業公社へ所有権を移転する際には、農地法第3条第1項第13号の規定による届出を農業委員会に行うこととなっております。

このたび、当該売買について、推進協議会の承認を経て、地権者から神奈川県農業公社への所有権移転に係る農地法第3条第1項第13号の規定による届出がなされ、この届出の受理通知書を令和3年3月1日付で発行いたしました。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、中里字西坂に位置する農用地区域の農地です。買受希望者は、当該地に隣接する農地でオリーブを栽培しており、当該地を含めオリーブを栽培するため、買受を希望したものでございます。

なお、今後予定されている神奈川県農業公社から買受希望者への所有権移転につきましては、届出ではなく農地法第3条の規定による許可申請により行われるため、農業委員会総会において諮ることとなりますが、議案上程については、令和3年の5月又は6月頃になる見通しでございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局

より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 2 朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、山西の森の脇橋の西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、中里の軒吉橋西側交差点の西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、駐車場敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項3農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 3 朗読 —

それでは説明いたします。

賃借人は、令和2年8月1日から令和7年7月31日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた利用権設定を受けていましたが、賃借人の切り替えを行うことに伴い、地権者から神奈川県農業公社への賃借は継続したまま、神奈川県農業公社から賃借人への賃借権について解約を行うというもので、このたび、関係者間で合意に至り、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

新たな賃借人につきましては、賃借人の元で新規就農希望者として研修をしていた方であり、令和3年2月26日に農業者資格の認定を受けたことから、当該地を営農場所とするため、賃借人の切り替えを行うに至りました。

なお、新たな賃借人の貸付についてですが、先ほど話しましたとおり、地権者から神奈川県農業公社への貸付は継続され、賃借人のみの切り替えであることから、今後、神奈川県農業公社が行う農地利用配分計画により権利設定されることとなり、新たな賃借人の賃借権は令和3年5月1日から3年間を予定しております。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第26号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1及びNO2について、野谷和雄委員、お願いします。

【委員】

3月18日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、川匂の古大門に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は1,987㎡です。対象農地周辺は、借受予定者が現在も適切に耕作しており、当該農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

す。お疲れ様でした。続きまして、NO3について、野谷茂委員、お願いします。

【委員】

3月18日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、山西の沢田に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,319㎡です。対象農地は、借受予定者が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

す。お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

NO1及びNO2について補足説明いたします。本議案のNO1及びNO2については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。議案第26号関係資料をご覧ください。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページから12ペ

ーに添付しております。

利用目的は、多品目の露地野菜を作付けする他、既に梅の木が植えられている1筆については、借主がそのまま引き継いで梅を栽培する予定であり、新規申請でございます。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま。

続きまして、NO3について補足説明いたします。

本案件につきましては、相対による利用権設定となっております。

議案第26号関係資料をご覧ください。13ページに農用地利用集積計画書、14ページに位置図、15ページに公図の写し、16ページに営農計画書を添付させていただいております。

利用目的は、多品目の露地野菜を作付けする予定となっております。

当該地は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。なお、最初に利用権設定を行ったのは平成26年度であり、継続申請は今回が3回目となります。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めま。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第27号令和4年度税制改正要望について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第27号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第27号関係資料をご覧ください。

令和4年度税制改正要望につきまして、事前に委員皆様にご意見を伺った上で、まとめさせていただきました。要望は、昨年に要望した事項である「相続税の評価額を売買価格と相応の額に見直すこと」の継続要望となっております。

なお、今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを神奈川県農業会議に報告し、神奈川県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、神奈川県へ要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。

議案第27号令和4年度税制改正要望について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会